

第4回
やさい王国
昭和村

かがんだんきゅう
河岸段丘
ハーフマラソン

新設
男子70歳以上
5km



2018年

5月27日(日)

午前9時スタート

第4回やさい王国昭和村河岸段丘ハーフマラソン

参加者を募集しています

- 受付 午前7:00~8:00
- 開会式 午前8:00
- スタート 午前9:00
- 会場 昭和村総合運動公園 (スタート・ゴール)
- コース 利根沼田望郷ライン他

種目	ハーフ	5km	2km
募集定員	1000名	300名	200組
		1500組	

大会に関するお問い合わせ

昭和村マラソン実行委員会事務局

〒379-1298 群馬県利根郡昭和村大字系井388
昭和村役場 企画課内
TEL:0278-24-5111/FAX:0278-24-5254
MAIL:kikaku@vill.showa.gunma.jp
HP:http://www.kagandankyu-marathon.net



SPORTS ENTRY
www.sportsentry.ne.jp



Sportnavi Do



LAWSON Do! SPORTS



電話

0570-550-846

申込
期間

2017 12/1 (FRI) ▶ 2018 3/18 (SUN)

スポーツCLUB



スポーツ振興くじ助成事業

児童手当制度について

児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。

■支給対象

中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

【その他の要件】

- ・国内に居住している児童が対象となります。(留学中を除く)
- ・児童が施設に入所している場合や里親などに委託されている場合は、その施設の設置者や里親などが受給者となります。

■支給額

児童の年齢		児童1人あたりの月額
3歳未満		一律15,000円
3歳以上小学校修了前	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生		一律10,000円
所得制限以上		一律5,000円

※「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

【所得制限限度額】

扶養親族等の数	所得制限額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

※前年(1月から5月までの月分の手当については前々年の所得を審査します。

※所得には一定の控除があります。

■支給時期 年3回、6月・10月・2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

■はじめに行うこと『認定請求』

出生、転入などにより新たに受給資格が生じた場合、現住所の市区町村(公務員の場合は勤務先)に「認定請求書」を提出すること(申請)が必要です。

市区町村の認定を受ければ、原則として、申請月の翌月分から手当が支給されます。

ただし、誕生日や転入した日(異動日)が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。

申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

【必要な添付書類】

- ・請求者、配偶者の個人番号(マイナンバー)カードまたは通知カード
- ・健康保険被保険者証の写し(国民年金加入の場合は不要)
- ・請求者名義の預金通帳
- ・課税情報の確認に係る同意書(その年の1月1日に昭和村に住所がなかった場合提出)

※この他にも、必要に応じて提出する書類があります。

■こんな時はお早めに届出を

児童手当受給者について、以下のことが生じた場合には届出をしてください。

届出がないことにより、手当が受給できなくなったり、手当をさかのぼって返還していただくことがあります。

- 1 他の市区町村に住所が変わるとき
- 2 第2子以降の出生により養育する児童が増えた場合など、手当の額が増額になるとき
- 3 児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- 4 同じ市区町村の中で住所が変わったとき、または養育している児童の住所が変わったとき
- 5 受給者の方または養育している児童の名前が変わったとき
- 6 受給者が公務員になったとき